

## DHK クラウドサービス個別利用規約（SMS）

### 第1条（個別利用規約）

契約者は、当社 SMS 送信する機能及びサービス（以下「SMS 送信機能」とする）を利用するにあたり、「DHK クラウドサービス基本利用規約」（以下「基本規約」とする）に加えて本個別規約が適用されるものとし、契約者は利用規約等に合意するものとする。なお、本個別規約で使用される用語は、基本規約に従うものとする。

### 第2条（SMS 送信機能を利用する場合の契約者の義務）

1. 契約者は、SMS 送信機能を利用する場合、予め受信者から同意を得るものとし、当該同意について、契約終了後も 1 年間保存する義務を負い、当社の求めに応じ提示しなければならないものとする。
2. 契約者は、SMS 送信機能の利用を開始する場合、当社指定の書類（以下「設定内容確認書」とする）に SMS 送信機能を通じて配信するメッセージのサンプルを記載して、これを当社に提出するものとする。設定内容確認書の内容に変更があった場合にも同様とする。
3. 契約者は、SMS 送信機能の利用について、同一の携帯電話へ定期的にメッセージ配信をする場合には、受信者から、定期的にメッセージ配信をすることに対する承諾を得たうえで、配信を行わなければならないものとする。
4. 契約者は、SMS 送信機能の利用において、同一の携帯電話へ定期的にメッセージ配信をする場合において、受信者から配信を停止することを求められた場合その他受信者が当該携帯電話を利用していないと合理的に認められるときは、当該メッセージ配信を行わないようにしなければならないものとする。
5. 契約者は、SMS 送信機能を利用して受信者へ提供するサービスがある場合において、事業譲渡、会社分割、合併等により受信者へのサービスの提供主体に変更される場合には、定期的にメッセージ配信をすることを承諾していた受信者にその旨を通知しなければならないものとする。
6. 契約者は、SMS 送信機能を利用して受信者へ提供するサービスを終了するときは、あらかじめ定期的にメッセージ配信をすることを承諾していた受信者にその旨を通知しなければならないものとする。

### 第3条（損害賠償）

当社は、SMS 送信機能に起因して発生した損害に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が個別契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、その損害賠償の額は当該事象の発生した月の月額費用を超えないものとする。なお、契約その他の債務の発生原因

及び取引上の社会通念に照らして当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとする。

2.前項の場合、基本規約の損害賠償の制限の規定は適用せず、前項の規定を優先的に適用する。

2023年11月27日制定